一年未満 ―― 二十五日分以上
一年以上五年未満 ― 一ヶ月につき一日分以上を増すこと
五年以上 ―― 一ヶ月につき一日半分以上を増すこと
三、解雇手当は左の規定の割合に定むること
最低三ヶ月以上 ―― 但し工場法による予告手当を含ます
[illegible]歩合を本給に繰入れること ―― 但し歩合は三分五厘を標準とすること
五、健康保険料全額資本家負担
六、年[illegible]人に依らず定期昇給を行ふこと
[illegible]食堂 脱衣場を造り衛生設備を完全にし洗面水は水道を用[illegible]
[illegible]の事件に関して総体解雇者を出さぬこと
[illegible]!! 要求を會社へ出したのだ ボヤボヤしてゐる時じゃない!! [illegible]
[illegible]ない 早く戦闘的労働組合の下に團結しよう 戦闘的
労働組合こそ真に労働者の利益を守るものなのだから
[illegible]して全従業員 ―― 組合員が一致してこそ資本家に勝ち得るのである

日本労働組合評議會
[illegible]
[illegible]労働組合
玉姫分會

別記(四)

首切りをやらうとして従業員に知られ遂にロックアウトした小穴工場主をヤッツケロ!

下谷地方全労働者諸君

浅草玉姫町の小穴電気製作所は永年の間劣悪な労働条件でメチャメチャに従業員をコキ使って来た。此の横暴極る使ひ方に全従業員の不平、不満がスッカリ張り切ってゐた折も折組合運動をしたといふのを口實に最も戦闘的関東金属労働組合員香取君をタッタ百十圓といふハシタ金で首を切ってしたったのだ、組合運動をしたといふのはウハベの理由で會社は整理前後に續々と従業員の首切りを断行する考へてゐたのだ其の第一ヤリ玉にあげられた香取君の首切りに驚いた全従業員は躍起て自分等の身上に襲って来る嵐に氣が付いた激昂した従業員は直ぐ様従業員大會を開き、

一、香取君を無條件で復職させるか又は解職手當を六ヶ月分以上支給すること
一、退職手當は左の規定の割合に定むること、
一年未満 二十五日分以上
一年以上五年未満 一ヶ月に付一日分増
入社以来五年以上 一ヶ月に付十五日分増
解雇手當は左の規定の割合に定むること
最低三ヶ月以上 但し工場法に依る豫告手當を含ます
一、健康保険金は會社側で全額負担すること
一、歩合を本給に繰入れること 一年二回各人に必ず定期昇給を行ふこと